

甲賀市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例案要綱

1 改正の理由

非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令が一部改正され令和 8 年 4 月 1 日に施行されることに伴い、「甲賀市消防団員等公務災害補償条例」の一部を改正するものです。

2 改正の概要

(1) 令和 7 年人事院勧告に係る給与法改正並びに令和 6 年給与法改正の経過措置の終了に伴い、①非常勤消防団員等に対する損害補償に係る補償基礎額（公安職俸給表（一）を参考に算出しているもの）と②扶養に係る補償基礎額の加算額（扶養手当支給額を参考に算出しているもの）を改正します。

【第 5 条及び別表関係】

(2) この条例は、令和 8 年 4 月 1 日から施行するものとします。

【付則関係】

3 その他

最近における社会経済情勢に鑑み、非常勤消防団員等に対する損害補償に係る補償基礎額を上方修正することから、令和 8 年度以降の当該補償受給者 2 名に対する支出金額が年額約 116,304 円増加します。